

様式4の7 (随意契約)

抽出事案 [プロポーザル] 説明書

発注機関名：環境部地球温暖化対策課

業務名	平成29年度京都府南部地域（木津川市・精華町）における自立分散型地域づくりに向けた計画策定業務委託
業務概要	<p>（業務の目的） 京都府が、地域における電源調達と需要家への販売を完結し、エネルギーの地産地消を可能とする地域電力小売事業（地域PPS）の確立を目指す中、自立分散型の地域づくりをより一層進めていくために、事業スキームを早急に明確化し、普及を妨げている要因を解決する仕組を考える。</p> <p>（委託業務内容） ①地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域電力小売事業（地域PPS）の実現可能性調査 ②「太陽光発電＋蓄電池システム」の実現可能性調査 ③低炭素化効果の評価</p>
公募型プロポーザル方式の対象業務に適合する理由	<p>上記事業を実施する上で、業務受託者に複数の分野にわたって高度かつ特殊専門的な能力が必要であり、事業者の専門性を確認する点から公募型プロポーザルが適当である。</p> <p>また、実施上、地域PPSの実現可能性調査においては、事業を成功に導くための斬新な事業スキームが必要であり、この熟度が事業化の成否を左右する。公募型プロポーザル方式では、事業スキームを提案項目として評価することにより、事業者からの意欲的な提案が期待されるとともに、他社との相对比较によって、適切な受託者を選ぶことができる。</p>
参加資格要件及びその理由	なし
参加申請者数	5者
選定経過	<p>公募期間 平成29年10月26日～平成29年11月24日 申請受付 平成29年10月26日～平成29年11月24日 外部有識者意見聴取 平成29年11月29日 選定結果の通知 平成29年11月30日 契約日 平成29年12月6日 見積限度額 8,700,000円（税込） 契約金額 7,700,000円（税込） 契約期間 平成29年12月6日～平成30年2月20日</p>
選定業者名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
選定理由	事業の内容について十分な理解があり、最も具体的な企画提案がなされている。（予め定めた評価基準に基づく採点の結果、最も採点結果及び外部有識者の評価が高かった。）

平成29年度京都府南部地域（木津川市・精華町）における
自立分散型地域づくりに向けた計画策定業務募集要領

1. 事業の趣旨・目的

京都府が制定した「京都府地球温暖化対策条例」や「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」、また京都府が策定した「京都府地球温暖化対策推進計画」や「再生可能エネルギーの導入等促進プラン」では、再生可能エネルギーの導入や効率的なエネルギー利用を位置付け、さらに、生成したエネルギーの全量自家消費が可能な「自立型再生可能エネルギー」の導入や蓄電池等を活用した高度なエネルギーマネジメントシステムの導入可能性について触れており、京都府としては、将来的には、地域における電源調達と需要家への販売を完結し、エネルギーの地産地消を可能とする地域電力小売事業（地域PPS）を目指している。

こうした中、自立分散型の地域づくりをより一層進めていくためには、地域PPSの事業スキームを早急に明確化し、関連するステークホルダーとの連携に向けた取組を進めるとともに系統連系の遅れや追加工事費用負担の発生、蓄電池の初期費用負担など、普及を妨げている要因を解決する仕組みを考える必要がある。

本事業では、上記の目的に照らし、委託内容に示す3事項の調査（評価）・検討を実施し、自立分散型の地域づくりの実現を加速する。

2. 業務概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務名 | 平成29年度京都府南部地域（木津川市・精華町）における自立分散型地域づくりに向けた計画策定業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「企画提案仕様書」のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結日から平成30年2月20日まで |
| (4) 委託上限額 | 8,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。） |

3. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府環境部地球温暖化対策課

電話 075-414-4708 FAX 075-414-4705

メールアドレス tikyuu@pref.kyoto.lj.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：平成29年10月26日～平成29年11月24日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/proposal/h29.html>)からダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：平成29年10月26日～平成29年11月24日

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

5 質疑・回答

(1) 受付期間：公募開始日～平成29年11月9日午後5時必着

(2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、4(1)に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「平成29年度京都府南部(木津川市・精華町)における自立分散型地域づくりに向けた計画策定業務委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：平成29年11月16日

(5) 回答方法：質問への回答は京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/proposal/h29.html>)に掲示し、個別には回答しない。

6 応募書類

(1) 提出書類

ただし、京都府競争入札参加資格名簿登載事業者の場合、カ、キ及びコに代えて「京都府競争入札参加資格審査結果通知書」のコピーを提出することができる。

ア 参加表明書(別添1号様式)(1部)

イ 企画提案書(別添2号様式)(6部)

- ウ 価格提案書（見積書）（6部）
- エ 実施体制図（別添3号様式）（6部）
※業務執行責任者の経歴、執行体制（チーム体制）が確認できること。
- オ 実績調書（別添4号様式）（6部）
- カ 京都府税の滞納がないことの証明（別添5-1号様式）（1部）
ただし、京都府への納税義務のない者にとっては、その旨の申出書（別添5-2号様式）（1部）
- キ 消費税及び地方消費税の納税証明
※カ及びキについては、発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
- ク 共同企業体で参加の場合
 - （ア）共同企業体届出書兼委任状（1部）
 - （イ）共同企業体協定書（1部）
 - （ウ）委任状
 - （エ）使用印鑑届（1部）
- ケ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。
 - （ア）法人登記簿謄本（1部）※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
 - （イ）法人定款
- コ 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。
 - （ア）団体の規約
 - （イ）役員一覧
- （2）企画提案書の作成方法
企画提案仕様書のとおり。
なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。
- （3）提出された応募書類の取扱い
 - ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
 - イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
 - ウ 提出された応募書類は返却しない。
 - エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
 - オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 評価方法等

- （1）評価基準
別紙「評価基準」のとおり
- （2）プレゼンテーション及びヒアリングの実施
企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。
- （3）評価方法
企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。
- （4）候補者の選定方法
 - ア 失格者を除いた者の内、（3）の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点
 - ※(1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。
- (3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、契約内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則第159条第2項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。

企画提案仕様書

1 委託業務の名称

平成29年度京都府南部地域（木津川市・精華町）における自立分散型地域づくりに向けた計画策定業務委託

2 事業の目的

京都府では、再生可能エネルギーの導入や効率的なエネルギー利用を計画的に進め、さらに、生成したエネルギーの全量自家消費が可能な「自立型再生可能エネルギー」の導入や蓄電池等を活用した高度なエネルギーマネジメントシステムの導入にも取り組み、将来的には、地域における電源調達と需要家への販売を完結し、エネルギーの地産地消を可能とする地域電力小売事業（地域PPS）を目指している。

こうした中、自立分散型の地域づくりをより一層進めていくためには、系統連系の遅れや追加工事費用負担の発生、蓄電池の初期費用負担など、普及を妨げている要因を解決する仕組みを考える必要がある。

本事業では、こうした目的に照らし、必要な事項の調査（評価）・検討を実施し、自立分散型の地域づくりの実現を加速する。

3 対象とする地域

本事業の主な対象地域は、京都府南部地域（木津川市・精華町）の以下3地域とする。

- (1) 京都府・木津川市・精華町の公共施設
- (2) 京大木津農場及び周辺市街地（木津川市城山台）
- (3) けいはんなオープンイノベーションセンター（以下「KICK」という。）及び周辺市街地（精華町精華台）

4 業務の内容

受託者は以下の業務を実施するものとする。

(1) 地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域PPSの実現可能性調査

地域の電力需要量ならびに供給電源候補を調査し、地域PPSの経済的な実現可能性について調査を実施すること。調査結果をもとに需要電力量と供給電力量の需給シミュレーションを実施し、経済性試算に必要となる需給カーブを作成し、地域PPSの事業収支を試算することにより、当該事業エリアにおける地域PPS事業の実現可能性を検討すること。

(2) 「太陽光発電＋蓄電池システム」の実現可能性調査

既存太陽光発電を利用した自立分散型地域づくりを推進していく上での課題を整理し、有効な課題解決策の立案を行うための調査検討を実施すること。

また、試算結果を基に、需要家の負担を最小限とするシステム及び事業スキーム、経済性に関して検討すること。

(3) 低炭素化効果の評価

再生可能エネルギー導入時の二酸化炭素削減効果に関しては、未設置住宅への太

陽光発電システム導入による効果と併設蓄電池による夜間放電効果を推計することによって求めること、夜間放電効果は、昼間蓄電した電力を夜間に放電した場合の需要変化についてシミュレーションを実施すること。

(4) 協議・打ち合わせ

本業務の実施に当たっては、適宜、京都府と協議を行うこと。

(5) 全体とりまとめ

(1)～(4)の調査・検討結果を踏まえ、報告書等を取りまとめる。

5 データの提供

本事業の実施において、必要となるデータの提供については、発注者と協議する。

6 事業期間

契約締結日から平成30年2月20日まで

7 成果品

報告書(A4版)2部及び電子媒体一式

8 納入場所

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府環境部地球温暖化対策課

9 留意事項等

(1) 本事業により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等)は、発注者に帰属する。

(2) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。

(4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

10 企画提案書作成要領

(1) 企画提案書は1社1提案とすること。

(2) 企画提案書の様式は別添2号様式のとおりとし、図表を除いて、A4版縦、横書き、10ポイントとする。提案項目ごとの以下の枚数制限に留意すること。

枚数制限 提案項目① A4版3枚まで

提案項目② A4版3枚まで

提案項目③ A4版2枚まで

- (3) 文章を補完するための写真、イラストなどの使用は可とする。
- (4) 企画提案書は散逸しないように、1部ごとにまとめて提出すること。
- (5) 表題・目次を付け、ページ番号を付けること。
- (6) 企画提案書の内容については、他からの無断転用を禁止する。

1.1 価格提案書作成要領

- (1) 価格提案書には本事業に係る経費の積算額及びその内訳を記載すること。
- (2) 消費税及び地方消費税相当額は外税とすること。
- (3) 価格提案書は、できるだけ細かく分けて積算し、本事業に要する一切の経費について算出すること。

平成29年度京都府南部地域(木津川市・精華町)における自立分散型地域づくりに向けた計画策定業務委託
総合評価表

評価項目	評価内容		配点	外部有識者評価(平均点)				
				企画提案者①	企画提案者②	企画提案者③	企画提案者④	企画提案者⑤
全体の評価	提案内容 的的確性	仕様書を的確に踏まえ、自立分散型地域づくりに向け、明確かつ具体的な内容が提案されているか。	5	3.67	4.67	2.00	4.33	5.00
		事務を効果的・効率的に実施するための内容が提案がされているか。	5	3.00	3.67	2.00	4.00	4.67
	提案内容 の実現性	実施方法等が具体的で、提案内容の実現性があるか。	5	2.67	4.67	3.00	4.67	4.33
	事業への 理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるかどうか。	5	3.33	4.67	3.67	4.33	4.67
提案項目① 地域の再生可能 エネルギー資源 を活用したFPS の実現可能性調 査について		仕様書を的確に踏まえ、調査方法及び実現可能性検討方法が、明確かつ具体的に提案されているか。	20	10.70	18.70	8.00	17.30	18.70
提案項目② 「太陽光発電＋ 蓄電池システム」 の実現可能 性評価について		仕様書を的確に踏まえ、経済効果の推計方法、実現性を高めるための有効な調査方法等が明確かつ具体的に提案されているか。	10	6.00	8.00	6.00	7.33	8.67
		上記の推計・調査等の前提として、自立分散型地域づくりを推進していく上での有効な課題解決策の検討方法が明確かつ具体的に提案されているか。	5	3.33	4.00	2.00	4.33	4.33
提案項目③ 低炭素化効果の 評価について		仕様書を的確に踏まえ、事業の低炭素化効果の推計・評価方法が明確かつ具体的に提案されているか。	5	2.67	3.33	3.00	4.00	4.00
業務実施体制		提案内容を実施できる責任者と人員が確保されているか。	5	3.67	4.00	3.33	4.33	4.33
		各行程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了に至るまでの過程が明確に説明されているか。	5	3.33	3.33	4.00	4.00	4.00
業務実績		本業務と同種・類似業務の実績があるかどうか。	20	13.30	17.30	12.00	17.30	18.70
府内企業		京都府内に、本店、支店又は営業所等を有する者であること。	5	1.00	3.00	1.00	1.00	1.00
価格点		満点×(最低価格/提案価格)	5	5.00	4.28	4.58	4.62	4.80
合計			100	61.67	83.61	54.58	81.62	87.14

公募型プロポーザル方式による業者選定の評価及び候補者選定結果等の公表について

平成29年12月1日

調達機関名	環境部地球温暖化対策課
-------	-------------

案件名称	平成29年度 京都府南部地域（木津川市・精華町）における自立分散型地域づくりに向けた計画策定業務委託
------	--

候補者名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所	総合点	87.14
------	-----------------------	-----	-------

参加者名称 (五十音順)	e l Design株式会社
	国際航業株式会社
	日本環境技研株式会社
	株式会社まち未来製作所

総合点 (点数順) 【満点100点】	1	83.61
	2	81.62
	3	61.67
	4	54.58
	5	

候補者の選定理由
事業の内容について十分な理解があり、最も具体的な企画提案がなされている。

外部有識者名 (五十音順)	所属名及び役職名等	氏名
	一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構 専務理事	岡野 正志
	有限会社ひのでやエコライフ研究所 代表取締役	鈴木 靖文
	同志社大学工学部 教授	千田 二郎